

## 資料

不戦条約 日本語訳は各自の条約集参照

仏語正文

Article premier : Les Hautes Parties contractantes déclarent solennellement au nom de leurs peuples respectifs qu'elles condamnent le recours à la guerre pour le règlement des différends internationaux, et y renoncent en tant qu'instrument de politique nationale dans leurs relations mutuelles.

英語正文

Article I. The High Contracting Parties solemnly declare in the names of their respective peoples that they condemn recourse to war for the solution of international controversies, and renounce it as an instrument of national policy in their relations with one another.

田岡良一『国際法』(有斐閣、新版、1973) 133 - 134頁。

本条約に加入した諸国は、現在の国際社会が持つ紛争解決制度のもとで平和的に解決されない紛争が生ずることの必然性を認め、こういう紛争が未解決のままに放置されることを承認し、これを忍ぶことを約束した……。……国内社会および国際社会生活の経験から帰納される人間の本性に照らして実行不可能なことを、諸国が不戦条約によって約束した……。……のみならずこういう国家間の約束が本当に守られるものとするれば、ほしいままに条約を破り国際法を蹂躪して他国の利益を害しながら、被害国からの抗議を受け付けず、仲裁裁判に付託しようという申込みもはねつける国をして、有利な地位に立たしめることになる。……

法律学の立場から言えばその不合理性は明瞭である。本条約は実行不能のことを内容とする契約としてその拘束力を否定するの他はない。

本条約の締約後国際社会における武力闘争はかえって露骨な、かつ大規模なものとなる傾向となり、……。満州事変、チャコ戦争、イタリア・エチオピア戦争はみな1928年以後に戦われたものである。

### 「力」の概念

衆議院 国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会

2001年10月15日

○福田国務大臣(官房長官) サイバーテロというのは、これは、これから本当に我が国としても真剣に考えて取り組まなければいけない分野だと思っております。そういう意味で、我が国も、IT戦略本部というものがございます、そこでもやっておりますし、また内閣官房でも対応をいろいろ考えている、そういう状況でございます。

このサイバーテロが、個人的なものか、もしくはある団体のものか、もしくはもっと突き詰めれば国家的なというようなことも将来あるのかもかもしれません。それはわかりませんが、しかし現在は、国際法上は、これは戦闘行為とかというような、そういうような定説にはなっていない状況でございます。……

○島委員 今、国際法上はなっていないという話ですから、ということは、我が国がそういうふうになされたときに、情報を察知した場合に、相手方のコンピューターにウイルスを送ったりして、電子メールウイルスとかいうのを送ればできるんですよ、コンピューターのハッキング技術を使って。そういうことは武力の行使には当たらない、そういうふうと考えていいんですか。

○津野政府特別補佐人（内閣法制局長官） 憲法九条第一項の武力の行使といえますのは、これはもう政府のかつて定義がございまして、我が国の物的・人的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為を言うというのが、まず我が国の武力の行使に関する定義でございます。したがって、武力の行使という概念に一般的には当たらないだろうというふうには考えられます。

## 湾岸戦争

安保理決議 678 (1990)

*The Security Council,...*

*Acting under Chapter VII of the Charter of the United Nations,...*

2. *Authorizes Member States co-operating with the Government of Kuwait, unless Iraq on or before 15 January 1991 fully implements... the foregoing resolutions, to use all necessary means to uphold and implement Security Council resolution 660 (1990) and all subsequent relevant resolutions and to restore international peace and security in the area...*

## 国連憲章

42条 フランス語正文 英語正文・日本語訳は各自の条約集参照

Si le Conseil de sécurité estime que les mesures prévues à l'article 41 seraient inadéquates ou qu'elles se sont révélées telles, il peut entreprendre, au moyen de forces aériennes, navales ou terrestres, toute action qu'il juge nécessaire au maintien ou au rétablissement de la paix et de la sécurité internationale...

## 日本と集団安全保障

衆議院 予算委員会 1990年10月19日

○谷川委員 将来の話として、国連軍ができた場合は自衛隊はこれに参加できるとお考えなんですか。……

○工藤政府委員（内閣法制局長官） ……国連憲章に基づきます、いわゆる正規のと俗称言われておりますが、そういう国連軍へ我が国がどのように関与するか、その仕方あるいは参加の態様とい

ったものにつきましては、現在まだ研究中でございます、結果を明確に申し上げるわけにはまだ参っておらない、かような段階でございます。……

その任務が我が国を防衛するものとは言えない、そこまでは言い切れない国連憲章上の国連軍、こういうものに自衛隊を参加させることにつきましては憲法上問題が残るのではなかろうか。

ただ一方、他方におきまして国連憲章の方を考えますと、国連憲章の七章に基づく国連軍 というのはいまだ設置されたことはないわけでございます。それから、その設置につきまして、たしか国連憲章の四十三条だっただと思いますが、そこにおきまして特別協定を結ぶというふうなことも規定されてございます。この特別協定がいかなる内容になるか、まだ判然としないということでございます。……

こういうふうな諸点を考えてまいりますと、現段階でそれを明確に申し上げるわけにはなかなかまいらない、これが今研究中と申し上げた趣旨でございます。将来国連軍の編成が現実の問題になりますときに、そういう意味で以上申し上げたようなことを総合勘案いたしまして判断していくことになろう、かように考えております。

衆議院 日米防衛協力のための指針に関する特別委員会 1999年4月1日

○佐藤（茂）委員 国連安保理決議に基づく船舶検査活動は、諸外国の実施手順では、停船を拒否し続ける商船に対して、必要な場合にのみ、船首前方海面に向けた警告射撃を実施するということが一応許されて、まあやっているわけですね。現に、過去において十一回今までも行われた、そういうことが事実として残っております。

私は、この警告射撃というのは、国際法上、信号の一つであって武力の行使ではないのではないのか、そのように認識しているのですが、これは外務大臣か防衛庁長官、御答弁いただけますか。

○加藤良三政府委員（外務省総合政策局長） 先ほども申し上げましたとおり、船舶検査を要請する国連安保理決議において具体的な実施手順についての記述はないわけで、各国が各国の判断に基づいて必要と考えられる措置を行ってきているわけでございますが、仮に船舶検査が警告射撃などを伴うとしたしましても、これらの活動がこのような安保理決議に基づくものである場合には、その決議の履行のため合理的に必要と認められる範囲で実施される限りにおいて、国際法上禁じられた武力の行使に当たることはないということでございます。

○大森政輔政府委員（内閣法制局長官） お尋ねの意味における限定した警告射撃、これは、ひいてはその後に続く——警告射撃が効果を生じなければスクリュー等船体への射撃とかあるいは体当たりとか、その辺のところはどうつながっていくのかということとはちょっとわかりませんが、純粋な意味における警告射撃も、現行法では、……想定していない。……

この法案〔瀨本注 いわゆる周辺事態法案〕の検討過程においては、初めは一定の前提を置かずに白紙で議論を始めたわけですね。そういう段階では、やはり憲法九条が禁止する武力による威嚇または武力の行使との関係について、憲法に明確に抵触しないという結論に達しない段階で法案にはそれは盛り込まないということになったものですから、それ以上詰めた議論をしなかった。しかし、今どう思っているのかということになりますと、さらに慎重な検討を要する問題であるという

ふうにお答えするのが率直なる意見ということになるかと思えます。

衆議院 国際連合平和協力に関する特別委員会 1990年10月25日

○米沢委員 法制局長官に聞きたいのですが、武器や弾薬を運んで武力の行使と一体でないなんてあるのですか。ましてや、中近東の湾岸危機を想定したときに、武器や弾薬や兵隊さんを運んで軍事行動や武力行使とは一体でない、そんな運び方みたいなものがあるのですか。

○工藤政府委員 ……一体視される、されないというのは、……時間的に離れているとかあるいは空間的に離れている、私の立場からはそういう抽象的なことは多少申し上げられても、実態問題としての判断というのは、これはお許しいただきたいと思えます。

○米沢委員 今度は外務大臣に答えてもらいたい。

武力と一体とならない輸送、弾薬や兵器や兵隊さんを運んで武力と一体じゃないような場合がどういうときに想定されますか。

○中山国務大臣 現に戦闘が激しく行われている、そのようなところにこの輸送を行うということは、これは武力の行使と一体となるという判断で、それは行えない、このような考えでございます。

衆議院 国際連合平和協力に関する特別委員会 1990年10月29日

○東中委員 ……国連決議六百六十五号を受けてペルシャ湾に展開している多国籍軍……に武器弾薬その他の補給をやる行為は、現在の時点で、現在の時点の話ですから、それはあなたのおっしゃる武力の行使と一体をなすものに入るのか入らないのか。一例として外務大臣挙げたと言うのですが、その一例は武力の行使並びに武力の威嚇と一体のものということになるかならないか、御見解を承りたい。

○柳井政府委員（外務省条約局長） ……現在展開している多国籍軍の艦隊に仮に何らかの補給活動を行うことがあるといたしましても、具体的な事例に即して見て、そのような艦隊が現に武力行使を行っていないという状況であれば、これは単なる補給ということになりますので、そのような場合には武力行使と一体となるものとしてできない活動ではないということでございます。したがって、現在の状況で見れば武力行使を行っていないと思えますので、そのような状況で補給活動を行うということは法律上の可能性としてはあるわけでございます。

……繰り返しになって恐縮でございますけれども、万一現在展開中の部隊が武力行使を行って、そこに直接補給するというようなことになれば、これは武力行使と一体となるというふうに考えられますので、そのようなことはできないということを再三申し上げているわけでございます。ただ、展開しているということは、それ自体は武力行使を行っているというものではございませんので、武力行使等を行っていないところに補給するということはできるであろう、そういう関係でございます。

○東中委員 展開して遊んでいるのじゃないのですよ。

神余隆博『新国連論』129 - 130頁（大阪大学出版会、1995）

憲法第九条が禁じているのは、あくまでも日本による武力行使であって、「武力行使と一体となる」行為は、その行為を日本が行うことが、日本による武力行使であると理解される場合に限定されるのが自然な解釈である。……安保理決議に基づいて行われている多国籍軍の活動は国際公益目的のための行動であり、そのような活動の後方支援等に関し日本の自衛隊が果たし得る役割まで行わないのは憲法を生かす考え方と言えるであろうか。

## 日本と平和維持活動

神余隆博「日本の国際平和活動」『日本と国際法の100年 10巻 安全保障』120頁（三省堂、2001）

結局、湾岸危機における日本の対応の不手際は、冷戦時代の世界秩序の最大の受益者であった日本が、ポスト冷戦の多国間の協調の時代に突入した途端に資金協力という代償的な負担を除き国際平和の実現に必要な国際公共財を提供できない、「平和愛好国家」に過ぎないことを内外に示す結果となった。日本国憲法を盾に、いわゆる「3K」と呼ばれる「きつい」、「危険な」、「汚い」ことを国際場裏において引き受けなくてよく、むしろ何もしない方が国際平和への貢献となるとの免罪符を手にしたかのような日本のモラトリアム意識が、冷戦の崩壊とともに厳しく問われたのであった。

参議院 国際平和協力等に関する特別委員会 1992年5月29日

公述人（芹田健太郎君） ……私、法律家として、凍結というのが法的に必要かどうかということではなくて、これは政策の問題であって、法的にはあろうとなかろうと構わないというふうに思います。ですから、政策的なことで凍結というのは十分お考えいただくというのであれば、私はそれで賛成できるというふうに思っております。

参議院 外交防衛委員会 2001年12月4日

○大田昌秀君 私の考えでは、PKF本体業務への参加が凍結されたのは、その活動が海外での武力行使に及ぶおそれがあるという指摘がありまして、その指摘を酌み取って凍結されたと理解しているんですが、言い方を変えますと、本体業務への参加というものは憲法違反になるということで凍結されたと思うんですが、そこら辺は違うわけですか。

○国務大臣（中谷元君） それが国会の意思で憲法違反になるというふうな判断でしたら、その部分は削除をされた上で成立をしたであろうと思いますが、現に法律として成立をし、その部分が当面凍結するという説明において凍結をされておりますので、この部分は憲法違反ではないというふうに認識をいたしております。

○大田昌秀君 ……一九九一年九月二十五日の衆議院のPKO特別委員会における論議の中で、政府は、組織、部隊としての武器は使用しないと述べています。部隊としての武器使用となると武力の行使につながるとの懸念からそう述べたものと理解しておりますが、一九九八年のPKO法改正において、「小型武器又は武器の使用は、当該現場に上官が在るときは、その命令によらなければ

ならない。」と規定して、上官の命令による武器使用を認めています。上官の命令によって組織的に武器を使用することになるとすれば、部隊としての応戦すなわち武力の行使につながることはありませんか。

○国務大臣（中谷元君） これは、武力行使になりますと憲法に違反するものでございますが、武力行使というのは海外における国家の意思に基づく行為でありまして、この点のPKO法案の武器使用というのは、あくまでも個人としての自然的権利を確保する上においてということでございますが、これを個人ばらばらで武器を使用しますと、かえって危険で混乱を招くということで、やはりそこは指揮に基づいて上官の命令のもとに武器使用をする方がより要員の安全に資するという観点で上官の命令にしたわけでございます。

この改正につきましては、当時の国会における委員会等で真摯に御議論をいただいた上で成立をいたしております、我が方といたしましては、憲法で禁じる武力行使に当たるというふうには考えておりません。

## 国連憲章

51条フランス語正文 英語正文・日本語訳は各自の条約集参照

Aucune disposition de la présente Charte ne porte atteinte au droit naturel de légitime défense, individuelle ou collective, dans le cas où un Membre des Nations Unies est l'objet d'une agression armée, jusqu'à ce que le Conseil de sécurité ait pris les mesures nécessaires pour maintenir la paix et la sécurité internationales...

### 1998年 米によるスーダン・アフガニスタン攻撃

参議院 予算委員会 1998年8月24日

○国務大臣（高村正彦君） アメリカ側の説明では、国連憲章との整合性についてであります、米国は、連続的なテロ行為が米国及び米国民に対して向けられており、また同様なテロ行為が再度計画されていることにつき確証を得ている、こういうことを言っております。そして、今回の行動を、かかる継続的、連続的テロ行為に対する国連憲章五十一条で認められている自衛権の行使として行ったとして、行動後、直ちに国連安全保障理事会に通報した、こういうふうに承知しているわけであります。

○笠井亮君 今、アメリカ側の説明と言われました。他国やそれから国連とも相談をしない、そしていきなり単独でアメリカの一方的な判断と意思でやる、今回のような米軍の行動が国連憲章と合致すると日本政府としては思うんですか。

○国務大臣（高村正彦君） 現在では、全体的事実関係を把握しておりませんので、今は、先ほどから申し上げているように、テロ行為に断固たる姿勢をとるという側面は理解する、こういうことを申し上げているんです。……国連憲章五十一条は、自衛権の行使ということは認めているわけがあります。そして、その自衛権に当たるかどうかということについて、アメリカ側はこういう説明をしている、日本はまだ詳細な事実関係を把握していない、こういうことでございます。

衆議院 本会議 1998年8月25日

○内閣総理大臣（小淵恵三君） ……アフガニスタン、スーダンへの米国のミサイル攻撃に関しましてのお尋ねでございましたが、米国の軍事行動につきましては、我が国といたしましても、テロに対しては断固たる対応をとるべきものと考えております。テロリストに対する米国の断固たる姿勢は、理解できるものであります。

また、米国は、連続的なテロ行為が米国及び米国民に対して向けられており、また、同様のテロ行為が再度計画されていることにつき確証を得ておるため、国連憲章第五十一条で認められている自衛権の行使として行ったものであり、行動後直ちに安全保障理事会に通報したと承知をいたしております。

## 2001年 米英によるアフガニスタン攻撃

日本

衆議院 本会議 2001年10月10日

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） ……今回の米英両軍の行動及び各国の軍事的支援措置の国際法上の性格、さらに、武力行使容認決議の採択に向けての我が国の立場についてのお尋ねであります。

今回の米国及び英国による行動は、国連憲章第五十一条に基づく個別的及び集団的自衛権の行使として行われたものであります。自衛権の行使に関して、両国に武力の行使を容認する安保理決議を必要としないことは明らかだと思えます。

衆議院 国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会  
2001年10月11日

○衛藤委員 ……本来は犯罪行為とされているテロに対して自衛権を行使することは、国際法上認められるのか……。

○田中国務大臣（外務大臣） ……今回の米国及び英国の行動は、国連憲章五十一条に基づく個別的及び集団的自衛権の行使として、安保理に報告が既になされております。

日本といたしましても、今般の英国及び米国による行動は、個別的自衛権の行使であると考えておりますので、国際法の違反とは考えておりません。

自衛権の行使に当たっては、武力の行使を容認する安保理決議は必要とされてはおりません。…

○福田国務大臣（官房長官） 一般国際法上、自衛権というのは、国家または国民に対する外部からの急迫不正の侵害に対して、おっしゃるとおり、これを排除するのにほかに適当な手段がない場合に、当該国家が必要最小限の実力を行使する権利であるということになっているんですね。

ですから、米国がそういう自衛権の概念の中で行動をしているわけでございまして、米軍がとつ

ている軍事行動が、我々は自衛権の範囲であるというふうに考えているわけです。

フランス 国民議会（下院） 本会議 2001年10月9日

M. Lionel Jospin, Premier ministre - ... [I] est logique, si l'on veut s'en prendre au terrorisme, de frapper son principal sanctuaire : l'Afghanistan... Les principes qui guideront notre action resteront la solidarité avec nos amis et alliés américains, dont la situation de légitime défense a été établie par le Conseil de sécurité de l'ONU... [L]a résolution 1368 a qualifié les actes de terrorisme – en particulier ceux perpétrés le 11 septembre 2001 –, d'atteintes à la paix et à la sécurité internationales, ce qui a ouvert le droit à la légitime défense et fondé juridiquement le recours à la force, y compris les Etats-Unis. Comme ses partenaires européens, la France a considéré que c'est cela qui fondait l'intervention américaine.

[仮訳] リオネル・ジョスパン首相 テロリズムに対抗しようとするならば、その本拠地、すなわちアフガニスタンを攻撃するのは当然のことです……。われわれの友人であり同盟国でもあるアメリカと連帯する、そして、アメリカが自衛権を行使できる状況にあることは国連安保理も認めている、これがわれわれがよって立つ立場です。……安保理決議1368は、テロ行為、とりわけ2001年9月11日のテロ行為を国際の平和と安全に対する侵害と認めており、したがってそれに対して、アメリカ合衆国を含め、自衛権を行使することが法的に可能になります。他のヨーロッパ諸国同様、フランスも、これがアメリカによる武力行使の根拠であると考えています。

## NATOによるユーゴスラヴィア空爆

日本

参議院 外交・防衛委員会 1999年4月14日

○小泉親司君 ……今回の空爆は、……国際法上はユーゴという主権国家に対する国連安保理決議なしの武力行使というふうな性格を持っておりますが、それでも日本政府としてはその点もやむを得ない処置なんだというふうに容認をされておられるのか。……

○国務大臣（高村正彦外務大臣） 今回のNATOの行動につきましては、……ユーゴスラビア政府が和平合意案をかたくなに拒否し、他方で国連安保理決議に反しコソボにおいてユーゴ軍及びセルビア治安部隊による過度な武力行使が続く中、ぎりぎりの外交交渉がとんざし、このまま放置すれば多数のさらなる犠牲者が出ることが必至という人道上の惨劇を防止するためにやむを得ずとられている行動である、こう理解をしているわけでございます。

今回のNATOの行動が安保理決議を根拠とするものであるか否かについては、第一義的には安保理が判断すべきものであると考えています。……

今般の武力行使に参加している諸国のうち、自衛権の行使であると説明している国はないというふうに思っておりますが、いずれにいたしましても、我が国は今回のNATOの行動の当事者ではなく、また作戦面を含むNATOの軍事行動に関する詳細な情報を有していないので、安保理決議上の根拠を含め今回のNATOの行動について我が国として法的評価を下すことはできないとい



うことは御理解をいただきたいと思います。

でありますから、日本としては人道上の惨劇を防止するためにやむを得ずとられている行動であると理解している、こういうことでございます。……

民主主義の国の中で、NATOの中でもそれはいろんな意見もありましょうが、国とすれば、NATO諸国、あれだけの国が一致して、例えばイラクの空爆については反対した国なども含めて、このユーゴスラビアの中の、要するにコソボの中のまさに民族浄化と言われるようなこと、それは単に人を追い出す、人を追い出すということだって大変なことではありますが、それだけでなく、その中に虐殺のようなこともある。それがどのぐらいの規模なのかどうかということは我々ははっきり確認できないわけではありますが、そういうことも一部あると。

そういうことを国際社会で手をこまねいて見ていていいのかということも一方ではあるわけでありまして、そういう中で私はやむを得ずとられた措置であると理解しているということを申し上げたわけでございます。

衆議院 外務委員会 1999年5月19日

山中あき子委員 ……今回のNATOによるユーゴスラビアへの空爆というのは、国連安保理決議の明確な法的な根拠がなく、人道上の惨劇の防止ということで実施されたわけですけれども、これはある意味では新しい問題を提起している。すなわち、人道を理由とした行動は、場合によって国連憲章を初めとする国際法の原則である主権を上回る力を持つというふうな先例をつくったことになるのかどうかという問題点があるわけですから、人道を理由とした紛争への介入の必要性に対する……外務大臣としての御見解を伺いたい……。

○高村国務大臣 主権の問題と人道の問題が絡まる問題でありますから、何か、人道を理由にすれば何でも主権を侵していいなんというはずはないわけでありまして、仮に人道的介入ということが国際法上認められるとしても、それは厳しいルール、どんな状況のもとでどういう条件でできるのかということがきちり形成されなければいけない、将来の課題として当然そういうことのきちりした基準が必要である、こういうふうに思っております。

参議院 外交・防衛委員会 1999年5月23日

小泉親司君 ……何か人道介入だと許されるんじゃないかという意見が台頭してきているという議論は私は間違いだと思いますが、その点、外務大臣いかがでございますか。

○政府委員（東郷和彦君 外務省条約局長） ……国連憲章のもとで、国連憲章が成立した後に人道的介入という議論が全くされなくなったかということ、これは私の理解する限りそういうことではございませんで、国連憲章二条四項というもので原則的に武力行使が禁止された後におきましても、一定の非常に限定的な条件のもとでは人道的介入というものは許されるべきではないかという議論も、特に戦後の国際法社会の中で人権というものが非常に大事だという考え方が台頭するに従って出てきているということかと思えます。例えば、厳格な人道的な理由に基づく武力行使は、国連憲章第二条四項の規定する他国の領土保全にも政治的独立にも向けられたものではなく、国連憲章の最も基本的な強行規範に合致しているというような学説も存在するところでございます。

したがって、累次大臣より申し上げておりますように、この点については学説上統一した見解が成立していない、両方の説が今国際法社会の中に存在しているというのが現状かと思ひまして、その意味でいわゆる形成上の過程にあると大臣が申し上げている次第でございます。……

私どもは、今回のNATOの空爆が人道的介入という観点から正当化されるということをお願いしたことは一度もございません。

しかしいずれにせよ、人道的介入とは認められないという説があるのは委員御指摘のとおりでございますが、他方におきまして、非常に限定的な状況の中では認めるべきだという説もございます。そういう意味におきまして、国際法における人権の問題とそれから国連憲章の関係とをどういうふうと考えていくかということについては諸説あって、したがって形成上の過程の問題であるという御説明をしている次第でございます。

衆議院 安全保障委員会 1999年5月27日

○佐々木陸海委員 ……先ほど外務大臣も言われたように、国連憲章上からいけば、五十一条の場合か、あるいは安保理の決定によるものか以外の武力行使は、国連憲章違反になるんですよ。これは論理的に言ってそうなんです。……

○高村国務大臣 私が申し上げたのは、国連憲章上その二つしか明示されていない、ですから、基本的にはその二つであると。

仮に、NATOの空爆が法的に許されるものであるとすれば、それはまさに例外中の例外、その明文の規定のない例外中の例外というものになるのかなとは思っていますが、NATO自身も具体的に法的な説明を行っておりませんし、当事者でない我が国政府としては、法的評価はしないです

ただ、私たちは、さらなる人道上の惨劇を防ぐためにやむを得ずとられた措置であると理解をしている、こう申し上げているわけで、法的評価はしていない、何度も繰り返しますが、そういうことでございます。

佐々木陸海委員 ……しかし、……歴史的に見れば、例えば一九六八年八月二十日のソ連など五カ国軍隊のチェコスロバキア侵略。……このとき政府も、直ちに、その日のうちに法的な判断を下していると思ひます……。

それからまた、一九七九年十二月二十七日のソ連によるアフガニスタン侵略。……政府も、これについても、……これが国際法に反するものだという判断を下している……。

……つまり、下す場合もあるけれども、下さない場合もある。そこに一体どういう基準があるのかということが問われるわけです。ソ連の行為だったらすぐに国連憲章あるいは国際法違反だと断定できるけれども、アメリカのやっている行為だとちっとも断定できない、いつまでたっても断定できない。……

○高村国務大臣 ……例えばチェコで自由を求めて立ち上がった人たちを弾圧するために侵略した行為と、それから、国際軍事法廷で起訴されるような残虐な行為をやった、それに対する対応とを全く同列に述べるというのは、私は違うんじゃないか、こう思っております。

フランス 国民議会 本会議 1999年3月26日

M. Lionel Jospin - Nous ne pouvions accepter de regarder, résignés, ces images terribles – la violence contre les civils, les villages rayés de la carte, les flots de réfugiés. Nous ne pouvions accepter d'assister, interdits, à la préparation de nouveaux massacres...

Les autorités françaises considèrent qu'il faut préserver les compétences de l'ONU dans le domaine du maintien de la paix, l'OTAN devant demeurer une alliance militaire sans caractère politique global.

Dans des situations d'urgence ou de risque humanitaire majeur, l'OTAN peut légitimement intervenir dans ce cadre...

[N]ous considérons comme de notre devoir de faire savoir aux forces de violence, y compris par la force au service du droit, qu'il y a pour elles un autre chemin. Dans cette dernière hypothèse et face à une situation extrême, il nous fallait intervenir.

[ 仮訳 ]

リオネル・ジョスパン首相 民間人に対する暴力、地図から消し去られる村々、難民の波.....私たちは、こういう悲惨な状況を黙って見ているわけには行きません。.....

フランス政府は、平和維持に関する国連の権限を維持しなければならないと考えますし、NATOはあくまで非政治的な軍事同盟でなければならないと考えます。

そういった枠組みを前提にしつつ、NATOは、重大な人道的危機が差し迫っている場合には干渉できるのです。

暴力に対しては、必要ならば法実現のための力を用いて、他に進むべき道があることを知らしめなければなりません。今回はそういう場合ですし、あまりにも極端な場合ですから、われわれは干渉しなければならなかったのです。

イギリス 庶民院（下院） 1999年3月24日

Mr John Prescott [the Deputy Prime Minister], H.C.Debs. vol. 328, col. 483 (24 March 1999).

The NATO military action, which has the full support of all 19 member states, is intended to support the political aims of the international community. It is justified as a [sic] exceptional measure to prevent an overwhelming humanitarian catastrophe.

[col. 489] The national interest is in upholding international law. We act within that international law and the use of force is justified under that law to prevent an overwhelming humanitarian disaster.